

的に行うとともに、必要に応じて検査、調査等の協力を得て、問題徴候の早期発見ができるよう指導体制を確立する。

(五) 児童生徒に問題となる性格、行動がみられた場合、積極的に専門家の援助を受け、適切な指導、措置がとれるようにする。

(六) 事故の事後指導を適切に行い、当該児童生徒の指導を継続して行うようにする。

高等学校

生徒指導は、個別的かつ発達のな教育を基礎とするものであり、一人一人の人格の価値を尊重し、個性の伸長を図りながら、同時に社会的資質や行動を高めようとするものである。

一、教育の共通理解を図り、校内研修体制の確立を図る。

- (一) 生徒指導についての教師の共通理解を深めるとともに、自校の生徒指導上の問題点を把握し、効果的な指導活動の推進に努める。
- (二) 生徒指導部会、学年会等を組織的・計画的に活用し、研修と実践の一体化を図る。

二、教育相談活動の充実に努める。

(一) すべての生徒が、集団の中で、不満や不適應をもつことなく、それ

ぞれの能力や特性を發揮しうるよう教育相談の充実に努める。

(二) ホームルーム担任が中心となつて、教育相談を行う指導体制の確立を図る。

(三) 教育相談に関する研修の機会を設け、専門的な知識や技術の向上に努める。

三、集団生活における規律の維持向上に努める。

(一) 民主的なふんい気高め、成員一人一人の集団に対する所属意識や、連帯感の高揚に努める。

(二) 礼儀、服装など、基本的な生活習慣の確立に努め、学校の集団生活における秩序と規律の維持に努める。

(三) 生徒の自主活動を育成し、集団の相互作用によって、自主的・自律的生活の徹底を図る。

四、地域ぐるみの生徒指導の推進を図る。

(一) 地域社会の諸機関・団体との連携を緊密化し、地域におけるすべての学校のあらゆる生徒を対象とした指導体制の確立を図る。

(二) 地域ぐるみの補導活動や研修活動の充実に努めるとともに、環境浄化運動の推進にも努める。

(三) 在学青少年の個性や能力に応じた体育的、文化的諸活動を援助し、健全育成活動の推進を図る。

五、非行の予防的な指導の徹底を図る。

(一) 窃盗犯や喫煙、飲酒など、犯罪的な不良行為、または性の逸脱行為に走る生徒の増加が傾向にかんがみ、これらの防止指導の徹底に努める。

(二) 精神的不適応生徒の指導には特に留意し、その早期発見に努める。

進路指導

高校教育の普及が著しく、その一般化が進み、高等学校が国民教育機関的な性格を強められるに伴い、高校生の進路もますます多様化の一途をたどっている。激動する国際環境の中で、大きな質的・構造的な転換期に直面する我が国の社会・経済の動向を的確に見きわめつつ、次代を担う国民教育としての高等学校の進路指導はいつそう充実・強化されなければならない。

一、進路指導本来の意義の確認と校内協力体制の確立。

進路指導は、単なる就職・進学を選択指導ではなく、「人間として望ましい生き方を自覚させ、将来の生活において、自己を実現させる能力を育てる」(学習指導要領)を目標としている。一部担当者による運営によらず、全校の共通理解に立った協力指導体制の確立に努める。

二、発達段階に応じた進路指導の充実に努める。

高校生活への適応指導に始まり、自己理解、進路設計、進路選択、決定及び卒業後の追指導に至る一連の進路指導を生徒の発達段階に応じて計画的・継続的に進めるよう、進路指導部門とホームルームとの有機的な連携指導をさらに推進する。

三、指導内容の倫理性に留意しながら、生徒の必要に応じた個別指導を強化する。

生徒の能力・適性・希望等の実態を的確に把握し、生徒の自己理解に資するとともに、個々の生徒の真の必要に応じた適切な進路指導が行えるよう、面接相談や啓発的経験の機会の拡充につとめ、家庭との連携をいつそう密にする。

へき地教育



へき地の学校の指導は、平地の学校と基本的に変わるものではない。しかし、へき地、過疎地域の児童生徒には